

## 福島町障がい者福祉計画の計画期間の延長について

### 1. 内容

福島町第3期障がい者福祉計画については、令和4年度で計画期間が満了となりますが、上位計画である北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」が1年延長されたことを受けて、計画期間を1年延長し、令和5年度を最終年度とする計画に変更するものです。

次期計画については、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と計画開始時期を一致させて、両計画の相互関係を図り、一体的な計画とします。

#### 《障がい者計画》

- ・障害者基本法に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定める計画

#### 《障がい福祉計画・障がい児福祉計画》

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者福祉計画における「生活支援」に関わる障がい福祉サービスの具体的なサービス見込み量を設定する計画

### 2. 計画期間の比較

●障がい者福祉計画等の計画期間一覧								
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～	
福島町	障がい者福祉計画	→ (平成30年度～令和4年度)					→ 1年延長	→ 一体的な計画とする
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	→ (平成30年度～令和2年度)		→ (令和3年度～令和5年度)				
	<参考>							
北海道	障がい者基本計画	→ (平成25年度～令和4年度)					→ 1年延長	→ 一体的な計画とする
	障がい福祉計画	→ (平成30年度～令和2年度)		→ (令和3年度～令和5年度)				
国	障がい者基本計画	→ (平成30年度～令和4年度)				→ (令和5年度～令和9年度)		